

公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者の選定をするので、次のとおり公告する。

令和2年3月18日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会会長 平井 伸治

※本業務は、令和2年度鳥取県一般会計予算の成立を前提に、公募を開始しますが、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨を御了承ください。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

第7回全国高校生手話パフォーマンス甲子園テレビ番組制作等業務

(2) 事業の目的

全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

そこで、当該事業の実施に当たり、事業の目的を果たすため、最も効果的に県民等に広報し、手話及び手話パフォーマンスの魅力等を発信できるテレビ番組の制作等を事業者業務委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するもの。

(3) 業務の内容

第7回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）の様子を紹介等するテレビ番組の制作等に係る業務。

なお、詳細は別紙の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和3年1月15日（金）まで

(5) 委託金額の上限

金2,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」、「広告・広報」のいずれにも登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 本件業務の調達公告の日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d ickanarunamigimotterusukawomawazu, buriidandaburiidantui ni taishite, kintan, boshimototai zassan no rikisaku o yuawerukoto.

e buriidandaburiidantui o mondai no kaikaku tona no tame ni riyou surukoto.

f ruiin tona ga buriidandaburiidantui to mitsukana akajia o surukoto.

(ウ) buriidandaburiidantui de arukoto yauwa (i) no a kara f made ni tategeru kowai o yaru monode aruto shirinaigara, sono shi ni boshimototai no seizo, shurai, nairu sonototai giyuu o shimo tona o shimaseru koto.

(2) koutousaigaitai ni yoru sanka

kouseitandai ga koutou shite hon giyuu ni takawari, sorezore no tokui bunryo de riiki o taigai ni hataraku koto de yori koukai teki, koukai teki ni ungyou surukoto ga kanou baai wa, koutousaigaitai ni yoru sanka o ka to suru.

hon purouza ni sanka dekiru koutousaigaitai wa, tsu ni tategeru youten no zentai o mitasu monoto suru.

A koutousaigaitai no subete no kousei giyuu ga, hainakaku o yusuru koto.

I koutousaigaitai no zentai no kousei giyuu ga koushou iraku sanka saku ka o yusuru to tomo ni, shiji (1) no i no sorezore no saku ka bunbun ni kousei giyuu no 1 ijou no shi ga touroku sareteiru koto.

U koutousaigaitai no zentai no kousei giyuu ga, shiji (1) no jouten (i o toku.) o zentai mitasu shiteiru koto.

E hon purouza ni oite, tsumanbu no koutousaigaitai no kousei tona to narukoto wa dekirai. mata, koutousaigaitai ni shuushinagara, betsu ni tanshou giyuu to shite tona o yaru koto wa shirainai.

3 shinsaku kai no seichi

(1) keikaku tona tona no junbi o kaku tame ni, dai 7 koku taikoku koukou seishu teishu pafomanansu koukou teishu denbi hansen seisaku tona giyuu shimo toukou gei purouza shinsaku kai (shimo 「shinsaku kai」 to iu.) o seichi suru.

(2) shinsaku kai wa, keikaku tona tona no junbi o shinsaku shi, kaku tame ni shimasu monoto suru.

(3) shinsaku kai wa, iin 4 mei ni kousei suru monoto suru.

(4) shinsaku ni atatte wa, tona tona ni yoru prezen teshon o shiji suru to tomo ni, shinsaku iin kara no shitsui tei o yaru koto to suru.

4 hyouka houhou

(1) kaku iin ga, shiji no hyouka itemu no hyouka no shiten goto ni 5 dandai de hyouka o yari, sono hyouka ten ni 「kaku ten」 ran no kakaku shikaku de kaku suru baigaku o kaketai monoto kaku kaku ten (100 kaku taigaku) o sono tona tona no kaku ten to suru.

(2) iin 4 mei no kaku kaku ten ga ijou ni junbi tsuki o yari, taigai junbi tona o taigai shoushou tona tona ni shiji suru.

(3) iin 4 mei no kaku kaku ten ga dou ten no baai wa, iin no taigai kaku de yori junbi o kaku suru.

(4) tona tona ga 1 shi no mi no baai wa, shinsaku iin 4 mei no kaku kaku ten ga 240 kaku (taigai kaku ten 400 kaku no 6 kaku) ijou de arukoto o taigai taigai ten to shi, taigai taigai ten o mitaseba, tona tona tona o taigai shoushou tona tona ni shiji suru. taigai taigai ten ni mitana i baai wa, taigai purouza o shiji suru.

hyouka itemu	hyouka no shiten	kaku ten	itemu kaku ten
itemu no rikaku	• zentai o tsukete giyuu itemu o shiji rikaku shi, keikaku ni hainaku shiteiru ka.	5 kaku (x 2)	10 kaku
hansen naiten	• shitsui shi no kaku kaku ten o hikaku naiten ni nariteiru ka.	5 kaku (x 4)	55 kaku
	• shitsui shi ni rikaku shi yasu i naiten ni nariteiru ka.		
	• taigai no PR ni kaku shi naiten ni nariteiru ka.		
	• shitsui taigai area wa taigai ka.	5 kaku (x 2)	
	• shitsui taigai naiten wa taigai ka.	5 kaku (x 2)	
	• hantai shiki wa taigai shitsui rate ga kaku dekiru ka. (hantai no jikan dai, taigai, shiki, taigai hantai tona no kaku ten)	5 kaku (x 2)	
hantai keikaku	• taigai hantai ni yoru hantai hantai no jikan, shiki, taigai tona tona ni shiji ka.	5 kaku (x 2)	20 kaku
	• sonototai taigai hantai hantai no koukai teki na taigai tona tona ni shiji ka.	5 kaku (x 2)	
	• giyuu o taigai ni shiji dekiru taigai ka.	5 kaku (x 1)	5 kaku
	• keikaku teki de mouri no nai giyuu saku jyuuru ni nariteiru ka.		
• spon saku tona tona, tototai no kaku ten wa taigai dekiru ka.			
• shitsui shitsui ni yoru shitsui shitsui ni shiji dekiru ka.	5 kaku (x 1)	5 kaku	
giyuu shiji naiten	• taigai no shitsui shitsui shitsui ni shiji dekiru ka, shiji na giyuu shiji naiten ni shiji dekiru ka.	5 kaku (x 1)	5 kaku
shitsui kaku ten	5 kaku x (1 - (shitsui kaku ten (shitsui kaku ten) / shitsui kaku ten))	5 kaku	5 kaku
hantai	100 kaku	100 kaku	

※ 評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

※ 見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。

5 手続等

問合せ先は次のとおりとする。

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内)
電話 0857-26-7682 ファクシミリ 0857-26-8136
電子メール s-koushien@pref.tottori.lg.jp

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部
- イ 事業者概要及び事業実績(様式第2号) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和2年3月18日(水)から同年4月8日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年4月8日(水)午後5時15分までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(信書と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

5に同じ。

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和2年4月10日(金)午後5時15分までに電子メール(送信先:s-koushien@pref.tottori.lg.jp)により質問すること。(様式自由)

なお、質問及び回答内容は、質問者名を伏せた上で、手話パフォーマンス甲子園の公式ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koushien>)に順次掲載することにより、全対象者に周知するものとする。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 提出資料

- ア 企画提案書(単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業者の場合は様式第3-2号)
 - イ 企画提案に係る特記事項(様式第4号)
 - ウ 別添仕様書に基づく具体的な提案内容
 - エ 業務準備・実施スケジュール
 - オ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等(共同事業者の場合は、構成事業者すべてのもの。)
 - カ 費用見積書(積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。)
- [共同事業者の場合](共同事業者の場合は、次の資料も提出すること。)

- キ 共同事業者協定書(様式任意。予定案で可)
- ク 構成事業者の業務分担表(各構成事業者の役割分担が分かる資料)

(2) 提出に係る留意事項

- ア 仕様書をもとに、企画のコンセプト、実施内容、実施体制、実施スケジュールを具体的に記載する

こと。特に、仕様書の7(1)テレビ番組制作等及び(2)テレビ番組広報について、その内容を具体的に分かりやすく企画提案すること。

イ 様式第4号の特記事項において、企画提案内容の特にアピールしたい点を分かりやすく整理し、具体的かつ端的に記載すること。

ウ 用紙サイズはA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする)用紙とし、(1)ア及びイの様式以外については、様式及び枚数は任意とする。

エ 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

オ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部 計11部

(4) 提出期限

令和2年4月16日(木)午後5時15分まで(必着)

(5) 提出方法

6の(3)に同じ。

(6) 提出場所

5に同じ。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和2年4月22日(水) 予定

(2) 場所

鳥取県庁内の会議室(鳥取市東町一丁目220番地)

(3) その他

ア 正式な開催日時、場所及び集合時間は、別途参加申込者に通知する。

イ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、委員からの質問時間(15分程度)を別途設ける。

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

10 契約の締結

(1) 手話パフォーマンス甲子園実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。なお、協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、実行委員会は、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上

の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合、実行委員会は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

13 スケジュール

契約締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

(1) 公募開始（ホームページ掲載）	3月18日（水）
(2) 企画提案参加申込書等の提出期限	4月8日（水）
(3) 質問受付期限	4月10日（金）
(4) 企画提案書等提出期限	4月16日（木）
(5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	4月22日（水）
(6) 審査結果の通知	4月下旬
(7) 契約締結等の協議及び見積もり依頼	4月下旬～5月
(8) 契約締結	5月

14 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の取扱い

ア 提出期限後の企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 企画提案書は返却しない。

(4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。